



第

20

回

堺

市

景

観

賞

募

集

期

間

2025

7

1

TUE.

2025

9

1

MON.

“まちの魅力”をぜひ、推薦・応募ください

趣 旨

堺市内の優れた景観に資する建築物や工作物、屋外広告物、まちなみ及び良好な景観形成に貢献する活動について、広く市民の皆さまに知っていただくほか、その事業関係者を表彰することにより、市民や関係者の意識醸成を図り、魅力ある景観の創出を促進するものです。

応募期間 ・方法

令和7年7月1日(火)～令和7年9月1日(月)

郵送・持参	応募用紙に所定の事項を記入し、カラー写真(2L版、近景・遠景の2枚)を同封の上、郵送または持参してください。
メー ル	下記HPから応募用紙をダウンロードし、所定の事項を記入し、写真データ(近景・遠景の2枚)を添付の上、メールで送付してください。
電 子 申 請	裏面をご参照の上、応募ください。

※自薦、他薦は問いません。また、応募にあたっては、必ず**所有者の承諾**を得てください。
ただし、公共施設、堺らしいまちなみ、オープンスペース、植栽などについては不要です。

応募の対象

建築物等部門	建築物、工作物、土木構造物、屋外広告物など
まちなみ部門	堺らしいまちなみ、オープンスペース、植栽など
	美しいまちなみの形成又は保全に寄与する取組を行っている団体(活動が5年以上継続しているもの)

※次のものは、表彰の対象外とします。

- ・法令等に違反しているもの
- ・過去に堺市景観賞で表彰されたもの
- ・文化財保護法その他条例等による指定等を受けているもの
- ・表彰にふさわしくない行為等があったもの

賞 の 種 類

大 賞	大賞にふさわしいもの
市 民 賞	市民投票で最も投票されたもの
優 秀 賞	建築物等部門の応募の中から最もふさわしいもの
奨 励 賞	建築物等部門の応募の中から賞を得るにふさわしいもの
まちなみ賞	まちなみ部門の応募の中から最もふさわしいもの

選考の流れ

令和7年10月から11月上旬	市民投票(裏面参照)
令和7年10月下旬頃	一次選考(選考委員会委員による書類審査)
令和7年12月中旬頃	二次選考(選考委員会委員による現地審査)
令和8年2月中旬頃	表彰

郵 送 ・ 持 参 先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市建築都市局 都市計画部 都市景観課「堺市景観賞」担当

送付先メールアドレス

token@city.sakai.lg.jp

堺市景観賞HP

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/toshikeikan/keikantorikumi/keikansyo/20th_keikansyo.html

堺市景観賞



第20回堺市景観賞推薦・応募用紙

■推薦・応募される方

フリガナ 氏 名	-----	住 所	(〒 -)
電話番号			
E-mail			
応募対象との関係	1. 所有者 2. 設計者 3. 施工者 4. その他		

■応募対象の概要

応募の対象 (いずれかに○)	1. 建築物、工作物、土木構造物、屋外広告物など 2. 堺らしいまちなみ、オープンスペース、植栽など 3. 美しいまちなみの形成又は保全に寄与する取組を行っている団体 (活動が5年以上継続しているもの)		
名 称	例：○○ビル、○○邸、○○地区のまちなみ、○○ビルの看板など		
所 在 地	堺市 区 ※不明な場合の記入例：○○区○○町○○番あたりの通りなど分かる範囲で詳しく記載してください。		
付近見取図	例		
主要用途		完成時期	年 月 頃 ・ 不明
撮影者名		位置図の掲載の可否 ☐ 可 ☐ 否	所在地の掲載の可否 ☐ 可 ☐ 否
どのようにまちの景観に貢献しているのか、該当の□にチェックし、下欄に詳しく記述してください (複数回答可)			
推薦・ 応募理由	☐ まちなみと調和し、付近の景観を引き立たせている ☐ まちのシンボルとなるような魅力がある ☐ 緑化などにより、潤いある景観を創り出している ☐ 市民の愛着があり、誇りとなる景色となっている		
	☐ 堺ならではの特徴を示す景観となっている ☐ 長年にわたり、適切に維持保全されている ☐ 継続した活動で、魅力ある景観形成に寄与されている ☐ その他景観賞の趣旨にかなうと思われる		
〔記述欄〕 (※団体の活動についてはその内容など)			

■同封するもの：写真2枚 (2Lサイズ：127mm×178mm)

※ご記入いただいた個人情報、本事業以外に使用しません。また、応募書類一式は返却しません。

※応募用紙に記載いただいた対象の名称、所在地等については、市民投票のほか、受賞に伴う新聞等への公表も含め、積極的に広報活動に利用いたします。また、応募写真も景観の普及啓発に無償で活用させていただきますので、ご了承ください。

市民投票を実施します！

電子投票

令和7年10月1日(水)～令和7年11月11日(火)

➡市ホームページ(電子申請システム)から投票できます(下記参照)

直接投票

令和7年11月4日(火)～令和7年11月11日(火)

➡市役所高層館1階北側ロビーにて(9時から17時まで)

※投票の期間については変更となる場合があります(『広報さかい』などでご案内します)

応募・投票は、電子申請システムでも受付！

自宅のパソコンやスマートフォンから「**素敵な景観**」や「**心に残る景観**」について応募や投票ができます。※電子申請には、メールアドレスが必要です。

● 電子申請での操作手順はこちら ●

- ① 市ホームページトップページ「よく検索される情報」の“オンラインサービス”をクリック
- ② 『申請、届出、イベント申込、窓口予約』の“堺市電子申請システム”をクリック
- ③ 『申請できる手続き一覧』の“個人向け手続き”をクリック
- ④ 『第20回堺市景観賞応募』または『第20回堺市景観賞市民投票』をクリック
- ⑤ 以下、画面の指示に従い、応募または投票をお願いします。



▼電子申請はこちら



問い合わせ

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局 都市計画部 都市景観課「堺市景観賞」担当

☎: 072-228-7432 FAX: 072-228-8468

E-mail token@city.sakai.lg.jp

